

**< 記載例 >** (記載例の解説及び注意事項等は、5ページ以下を御覧ください。)

\* この記載例は、第1の相続が開始し、その相続の登記が未了の間に、その相続人が死亡して第2の相続が開始した場合のものです。なお、最終の相続以外の相続について、共同相続人数名が権利を取得している場合には、一件の申請では登記することができません。

※ 受付シールを貼るスペースになります、この部分には何も記載しないでください。

## 登 記 申 請 書

登記の目的 所有権移転

原 因 昭和61年3月21日法務春夫相続  
平成28年2月1日相続 (注1)

相 続 人 (被相続人 法 務 太 郎) (注2)

〇〇郡〇〇町〇〇34番地  
(住民票コード12345678901)  
持分2分の1 法 務 一 郎 (注3)  
〇〇市〇〇町三丁目45番6号  
(住民票コード23456789012)  
持分2分の1 法 務 温 子 (注3)

添付書類

登記原因証明情報 (注4) 住所証明情報 (注5) 代理権限証書 (注6)

登記識別情報の通知を希望しません。(注7)

送付の方法により登記識別情報の通知書の交付を希望する (注8)

送付先 〇〇の住所又は事務所あて (注9)

その他の事項

添付書面の原本の還付は、送付の方法によることを希望 (注10)

送付先 〇〇の住所又は事務所あて (注11)

平成28年2月10日申請 (注12)

〇〇法務局 (又は地方法務局) 〇〇支局 (又は出張所) (注13)

代 理 人 〇〇市〇〇町〇〇番地

乙 野 二 郎 印 (注14)

連絡先の電話番号〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 (注15)

課 税 価 格 金 2, 0 0 0 万円 (注16)

登録免許税 金 8 0, 0 0 0 円 (注17)

不動産の表示 (注18)

不動産番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 (注19)

所 在 〇〇市〇〇町一丁目

地 番 2 3 番

地 目 宅 地

地積	123・45平方メートル
不動産番号	0987654321012
所在地	〇〇市〇〇町一丁目23番地
家屋番号	23番
種類	居宅
構造	木造かわらぶき2階建
床面積	1階 43・00平方メートル 2階 21・34平方メートル

契印 (注 20)

## 相続関係説明図例

被相続人 法務太郎 相続関係説明図

住所 ○○市○○町○番地

死亡 昭和61年3月21日

(被相続人)

法 務 太 郎

法 務 春 江

住所 ○○市○○町○番地

死亡 昭和59年6月29日

住所 ○○市○○町○番地

死亡 平成28年2月1日

法 務 春 夫

法 務 温 子

(相続人)

住所 ○○市○○町三丁目45番6号

出生 昭和何年何月何日

法 務 一 郎

(相続人)

住所 ○○郡○○町○○34番地

出生 昭和何年何月何日

\* これは、記載例です。この記載例を参考に、相続の結果に応じて作成してください。

## 委任状の例

### 委 任 状

〇〇市〇〇町〇〇番地  
乙 野 二 郎

私たちは、上記の者を代理人と定め、下記登記申請に関する一切の権限を委任します。

#### 記

1. 物件の表示 後記のとおり
2. 登記の目的 所有権移転の登記
3. 登記原因及びその日付 昭和61年3月21日法務春夫相続  
平成28年2月1日相続
4. 相続人 (被相続人 法 務 太 郎)  
〇〇郡〇〇町〇〇34番地  
持分2分の1 法 務 一 郎  
〇〇市〇〇町三丁目45番6号  
2分の1 法 務 温 子
5. 登記識別情報の通知書の受領に関する件  
平成28年2月10日  
〇〇郡〇〇町〇〇34番地  
法 務 一 郎 印  
〇〇市〇〇町三丁目45番6号  
法 務 温 子 印

#### 不動産の表示

不動産番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3
所 在 地	〇〇市〇〇町一丁目
地 番 目	2 3 番 宅 地
地 積	1 2 3 ・ 4 5 平方メートル
不動産番号	0 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 1 2
所 在 地	〇〇市〇〇町一丁目23番地
家屋番号	2 3 番
種 類	居 宅
構 造	木造かわらぶき2階建
床 面 積	1階 4 3 ・ 0 0 平方メートル 2階 2 1 ・ 3 4 平方メートル

\* これは、記載例です。この記載例を参考に、申請の内容に応じて作成してください。

## ＜解説及び注意事項等＞【全様式共通の注意事項はこちら】

- ◎ この記載例は、第1の相続が開始し、その相続の登記が未了の間に、その相続人が死亡して第2の相続が開始した場合のものです。なお、最終の相続以外の相続について、共同相続人数名が権利を取得している場合には、一件の申請では登記することができません。
- (注1) 登記原因及びその日付として、第1の被相続人（死亡者）の死亡の日（戸籍に記載されている日）及び相続人の氏名並びに「相続」の旨を記載してください。次に第2の相続人の死亡の日（戸籍に記載されている日）及び「相続」の旨を記載してください。
- (注2) 括弧書きで被相続人（死亡した方）の氏名を記載します。被相続人の氏名は、登記記録及び登記原因証明情報（注）と合致していることを要します。この記載が合致しない場合には、同一性を証する書面を添付してください。
- (注3) 相続人の氏名及び住所を記載し、相続人が2人以上の場合には各相続人が取得する持分を記載してください。この記載は、登記原因証明情報（注）及び住所証明書（注）と合致していることを要します。また、相続人が代理人を選任しないで自ら申請するときは、当該相続人の氏名の次に押印をしてください。なお、住民票コードを申請情報として記載した場合、添付情報として住所証明情報（住民票の写し）の提出を省略することができます。
- (注4) 登記原因証明情報として、被相続人（死亡した方）の出生から死亡までの経過の記載が分かる戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）、除籍全部事項証明書（除籍謄本）等を添付します。また、相続人全員の戸籍全部（一部）事項証明書（戸籍謄抄本）も添付してください（被相続人が死亡した日以後の証明日のものが必要です）。被相続人の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）等と重複するものがある場合には、重ねて提出する必要はありません。
- 戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）等の集め方が分からない場合には、本籍地又は最寄りの市区町村役場にお問合せください。
- 「相続関係説明図」を提出された場合には、戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）等の原本をお返しすることができます（注21参照）。遺産分割協議書については、別にその謄本を提出する必要があります。
- また、被相続人の最後の氏名及び住所が登記記録上の氏名及び住所と異なる場合や被相続人の本籍が登記記録上の住所と異なる場合には、被相続人が登記記録上の登記名義人であることが分かる被相続人の本籍の記載のある住民票の除票又は戸籍の附票の写し等が必要となります。
- (注5) 申請に係る不動産を相続することになった相続人全員の住民票の写しです。住民票コードを記載した場合（注3）は、提出する必要はありません。
- なお、住民票の写しは、マイナンバー（個人番号）が記載されていないものを提出してください。
- (注6) 代理人によって登記を申請する場合は、その代理権限を証する書面を添付してください。なお、この書面は、登記官等の公務員が職務上作成したものであれば、作成後3月以内のものでなければなりません。
- なお、法人（司法書士法人、弁護士法人）である代理人によって登記の申請をする場合において、当該代理人の会社法人等番号を提供したときは、当該会社法人等番号をもって、当該代理人の代表者の資格を証する情報の提供に代えることができます。

- (注7) 登記識別情報の通知を希望しない場合には、□にチェックをします。
- (注8) 登記識別情報の通知書の交付を送付の方法により希望する場合には、その旨を記載する必要があります。送付の方法は、①申請人又は代理人が自然人でその住所あてに送付を希望するとき、②申請人又は代理人が法人で当該法人の代表者の個人の住所あてに送付を希望するときは本人限定受取郵便で、③申請人又は代理人が法人で当該法人の住所あてに送付を希望するとき、又は④代理人が自然人で、その事務所あてに送付を希望するときは書留郵便等の方法によることとされ、その送付に要する費用を郵便切手等で提出する必要があります。
- (注9) 登記識別情報の送付先の別(注8)を記載してください。なお、代理人が登記識別情報の通知書を受領する場合には、特別の委任を受けなければなりません。
- (注10) 添付書面の原本の還付及び登記完了証の交付は、送付の方法により行うことが可能で、希望する場合はその旨を記載してください。送付の方法は、書留郵便によることとされ、その費用は申請者の負担となります。
- (注11) 原本及び登記完了証の送付先として、申請人又は代理人の住所又は事務所を記載してください。
- (注12) 登記を申請する日、すなわち、申請書を登記所に提出する日を記載してください。
- (注13) 登記を申請する建物を管轄する登記所の表示として、法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所を記載してください。
- (注14) 代理人によって登記を申請するときは、その代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人が法人の場合は代表者の氏名を記載し、押印してください。ただし、代理人が申請書に署名したときは記名押印を要しません。この記載は委任状の受任者の表示と合致していることを要します。
- (注15) 申請書の記載事項等に補正すべき点がある場合に、登記所の担当者から申請人又は代理人に連絡するための連絡先の電話番号を記載してください。
- (注16) 登録免許税の課税標準の金額を記載してください。この金額は、当該登記のときにおける不動産の価額によるものとされていますが、この価額は当分の間、固定資産課税台帳に登録された価格に100分の100を乗じて計算した価額とされています。また、この金額に1000円未満の端数があるときはその端数は切り捨て、その金額が1000円に満たないときはこれを1000円とすることとされています。なお、固定資産課税台帳に登録されていない不動産については、当該不動産に類似し、かつ、固定資産課税台帳に価格が記載された不動産の金額を基礎として登記官が認定することになります。
- (注17) 登録免許税額を記載してください。この金額は、(注16)に記載した課税価格の1000分の4とされています。この金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、その金額が1000円未満のときは、1000円とすることとされています。
- (注18) 不動産の表示として、土地にあってはその所在、地番、地目、地積を記載し、建物にあっては、その所在、家屋番号、種類、構造及び床面積を記載してください。この記載は、登記記録の土地又は建物の表示と符合していることを要します。
- (注19) 不動産を識別するための番号を記載した場合、(注18)の記載を省略することができます。
- (注20) 申請書が複数枚にわたる場合は、申請人又はその代表者若しくは代理人は、各用紙のつづり目に必ず契印をしてください(申請人が2人以上いる

場合は、そのうちの1人が契印することで差し支えありません。）。  
(注 21) 「相続関係説明図」が提出された場合には、申請書に添付した登記原因  
証明情報として提出された戸籍全部（個人）事項証明書（戸籍謄抄本）、  
除籍事項証明書（除籍謄本）を、登記の調査が終了した後にお返しするこ  
とができます（これを原本還付の手続といいます。）。

\* お知らせ

相続登記をしないままにしておくと、相続人に更に相続が発生するなどして、  
登記の手続をするのに必要な関係者が増え、手続が複雑になる場合もあります。  
相続登記は、できる限り早く済ませましょう。

(参考) 法務省ホームページ「未来につなぐ相続登記」  
[http://www.moj.go.jp/MINJI/minji05\\_00207.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00207.html)